

ふじみ野市総合都市交通体系調査業務委託
における公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

ふじみ野市

— 目 次 —

1	業務の目的	1
2	業務内容	1
	(1) 業務名		
	(2) 履行場所		
	(3) 業務内容		
	(4) 履行期間		
	(5) 提案限度額		
3	プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由	1
4	プロポーザルの方法	2
5	プロポーザル手続に関する事項	2
	(1) 参加資格		
	(2) 業者選定スケジュール		
	(3) 実施要領等の公表・配布		
	(4) 実施要領等に関する質問の受付		
	(5) 参加資格の確認（参加表明書の提出）		
	(6) 参加資格の喪失		
	(7) 企画提案書の提出		
	(8) 企画提案参加に際しての留意事項		
6	受託候補者の選定方法に関する事項	7
	(1) 選定委員会		
	(2) 審査項目及び評価内容		
	(3) 審査方法		
	(4) 受託候補者の選定		
	(5) 選定結果の通知		
7	契約の締結	9
8	情報公開	9
	(1) 選定結果の公表		
	(2) 情報公開		
9	問い合わせ先及び各種書類の提出先	9

1 業務の目的

本市においては、ふじみ野市都市交通マスタープラン及びふじみ野市自転車ネットワーク計画を策定し、これらの計画に基づき、交通政策関連施策を進めてきたところであるが、計画の策定から約10年が経過し、この間に令和6年3月には、三芳スマートインターチェンジがフル化され、今後も、国道254号バイパスの延伸、福岡新田地域の大型物流施設の供用等が予定されている。

このような状況から施策の進捗や社会情勢の変化に対して、最新データや知見を活用し、本市における現在及び将来見込まれる社会経済情勢等に対応した、最新の計画に更新する。また、この更新と併せて令和2年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、策定が努力義務となった地域公共交通計画の策定要件を網羅した計画も追加し、3つの計画を合わせて「ふじみ野市総合交通計画」と称して、令和8年度から令和10年度までの3か年をかけて1つの計画として取りまとめることを目的とする。

令和8年度に実施する本業務は、計画策定に向けた基礎資料となる交通量調査やアンケート調査等を中心に進めるものである。

2 業務内容

(1) 業務名

ふじみ野市総合都市交通体系調査業務委託

(2) 履行場所

ふじみ野市全域、ふじみ野駅周辺

(3) 業務内容

別紙「ふじみ野市総合都市交通体系調査業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日までとする。

(5) 提案限度額

金 24,645,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務の目的を達成するため、業務の実施体制、実施方針及び技術提案等について審査及び評価を行うことにより、企画力、技術力、創造性、専門性及び

実績等の価格以外による要素を含めて、総合的に最も適した業者をプロポーザル方式により選定するものである。

4 プロポーザルの方法

豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から企画提案を広く募集し、一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」にて実施する。

5 プロポーザル手続に関する事項

(1) 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

イ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市こ第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者

ウ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

オ ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第61号）第3条に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載された者

カ 過去10年間（平成28年度以降）において、同種又は類似業務として、地域公共交通計画及び立地適正化計画の策定に関する業務並びに道路の交通量を調査する業務のいずれについても、元請けとして請け負った実績を有する者

キ 技術管理者、現場責任者及び照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格保有者でかつ過年度に地域公共交通計画又は立地適正化計画策定業務の実績を有する者

ク 個人情報保護を適切に行うために、JISQ15001（プライバシーマーク個人情報保護に関するマネジメントシステム）の認証を受けている者

(2) 業者選定スケジュール

No.	内 容	日 時
1	実施要領等の公表・配布	令和8年5月 7日（木）から 令和8年5月14日（木）まで
2	実施要領等に関する質問受付締切	令和8年5月14日（木）
3	実施要領等に関する質問に対する 回答・公表	令和8年5月20日（水）
4	参加表明書提出期間	令和8年5月21日（木）から 令和8年5月26日（火）まで
5	企画提案者選定・提案依頼通知	令和8年6月 3日（水）
6	企画提案書の提出期間	令和8年6月 3日（水）から 令和8年6月 9日（火）まで
7	選定委員会（プレゼンテーション 及びヒアリング）	令和8年6月22日（月）
8	選定結果通知（予定）	令和8年6月下旬
9	契約締結（予定）	令和8年7月中旬

※日程については、状況により変更となる場合がある。その場合は、各通知書に記載する日時とする。

(3) 実施要領等の公表・配布

ア 配布期間 令和8年5月 7日（木）～令和8年5月14日（木）
午前9時から午後5時まで
（ただし土日祝日を除く）

イ 配布場所 ふじみ野市役所都市政策部都市計画課
（〒356-8501 ふじみ野市福岡一丁目1番1号 第2庁舎2階）
次の市ホームページからも入手可。

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/jigyoshanohohe/index.html>

（TOP>事業者の方へ>入札関連情報>発注情報>公募型プロポーザル情報）

(4) 実施要領等に関する質問の受付

ア 受付期間
令和8年5月11日（月）～令和8年5月14日（木）午後5時まで

イ 質問書の提出方法

プロポーザル質問書【様式第7号】に必要事項を記載し、電子メールで提出すること。件名は、「ふじみ野市総合都市交通体系調査業務委託に関する

質問」とすること。

E-mail : kotsuseisaku@city.fujimino.saitama.jp

ウ 回答方法

質問に対する回答は、【様式第8号】により回答するものとし、市ホームページにて公表する。その後、参加表明書の提出があったすべての者に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで送付する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある場合については、質問者に対してのみ回答する。

エ 回答日

令和8年5月20日（水）

(5) 参加資格の確認（参加表明書の提出）

ア 提出書類

書類 番号	提出書類名
1	プロポーザル参加表明書【様式第2号】
2	事業者概要書【様式第3号】
3	業務実績書【様式第4号】
4	業務実施体制【様式第5号】
5	財務諸表（貸借対照表及び損益計算書） ※直近2期分

イ 提出期間

令和8年5月21日（木）から令和8年5月26日（火）まで。持参の場合は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。また、郵送の場合は令和8年5月26日（火）午後5時まで必着のこと。

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留）とする。

オ 参加資格の確認・通知

提出された「ア」の書類により参加資格を確認し、その結果を参加表明書に記載された連絡先に電子メールで連絡した上で、プロポーザル参加資格確

認結果通知書【様式第9号】により郵送する。

なお、参加者資格を有する者が多数の場合は、事前に6(2)の審査項目1から3までの審査を実施し、上位3事業者を選定し、プロポーザル提案書等提出要請書【様式第10号】により、企画提案書の提出を要請する。

通知日 令和8年6月3日(水)

(6) 参加資格の喪失

プロポーザル参加者は、参加資格確認後に5(1)に掲げる参加資格の条件を満たさなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

(7) 企画提案書の提出

ア 企画提案を求める事項

ふじみ野市総合都市交通体系調査業務委託仕様書(以下「仕様書」という)の趣旨に沿った業務内容を達成するために、以下の内容について提案をすること。

(ア) 本業務の実施方針及びフロー

(イ) 業務工程表

(ウ) 本業務全体についての企画

(エ) 本業務に係る個別の企画

仕様書の各項目に対する考え方や取組方針等を記載すること。

(オ) その他独自の提案事項

イ 提出書類

書類番号	提出書類名	提出上の注意
1	プロポーザル提案書等提出届	【様式第11号】
2	企画提案書	【様式は任意】 ・A4版(資料によってA3版を使用する場合は折り込みとする。) ・企画提案書には、プロポーザル参加者名を記入しないこと。 ・ページ番号を付すこと。
3	参考見積書	【様式は任意】 ・見積金額(消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込みで記載のこと) ・封入押印のこと。

ウ 提出期間

令和8年6月3日（水）から令和8年6月9日（火）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

エ 提出部数

正本は、「イ 提出書類」書類番号1～3で一式とし、1部を提出すること。副本は、書類番号2の企画提案書のみで一式とし、10部提出すること。

オ 提出方法

持参に限る。

カ その他

企画提案書は日本工業規格A4版、A3版の用紙で、文字の大きさは原則12ポイント以上とし15ページ以内で、6(1)のヒアリング審査におけるプレゼンテーションの際に、記載内容の全てを説明できる程度のものとする。

(8) 企画提案参加に際しての留意事項

ア 失格事項

プロポーザル参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(イ) 実施要領に違反した場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(オ) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

イ 留意事項

(ア) 複数提案の禁止

企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

(イ) 提出書類の変更の禁止

提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、6(1)の選定委員会から要請のあったものについてはこの限りでない。

(ウ) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、受託者として選定された者が作成し

た企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(エ) 費用負担等

本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。

提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

ウ 辞退の取扱い

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届【様式第15号】を提出すること。

エ その他

プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

6 受託候補者の選定方法に関する事項

(1) 選定委員会

受託候補者の選定審査は、「ふじみ野市総合都市交通体系調査業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行うこととし、企画提案書による書類審査及びプレゼンテーションによるヒアリング審査を実施する。

ア 日時 令和8年6月22日(月)（時間の詳細は、参加者ごとに別途【様式第12号】により通知する。）

イ 場所 ふじみ野市役所(場所の詳細は、参加者ごとに別途【様式第12号】により通知する。)

ウ 実施時間

1 事業者につき、35分程度とする。

入室及び機材の準備	5分程度
プレゼンテーション	15分以内
質疑応答	15分程度

エ 出席者

1 事業者につき、3名までとする。現場責任者となる予定の者は、原則出席すること。

オ 留意事項

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。

パソコンは参加者が持参することとし、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。また、プレゼンテーションの際には、参加者（企業）を特定できる名称を表示しないこと。

(2) 審査項目及び評価内容

審査項目	配点全体に占める割合	最高点	最低基準点
1 事業者概要	5/100	100	60
2 業務実績	5/100		
3 業務実施体制	10/100		
4 参考見積	10/100		
5 企画提案書に対する評価	70/100		

(3) 審査方法

別添の「ふじみ野市総合都市交通体系調査業務委託評価基準書」に基づき、審査を行う。ただし、参考見積書の提示金額が2(5)で示す提案限度額を超えている場合は、当該企画提案書は審査から除外する。

(4) 受託候補者の選定

選定委員会の審査の結果、各委員の評価点の平均点と参加資格の評価点の合計点が最低基準点以上の者を候補者とし、候補者のうち評価点の最も高い者を第一順位の候補者とする。

なお、プロポーザル参加者が1事業者になった場合でも審査は行い、評価点が最低基準点以上の者を候補者として決定する。

最高点獲得者が複数いた場合は、1位と評価した評価者の数の多い者を第一順位の候補者とする。1位と評価した評価者の数も同数の場合は、選定委員の合議により決定するものとする。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで連絡した上で、プロポーザル選定結果通知書【様式第13号】又はプロポーザル非選定結果通知書【様式第14号】により郵送する。

通知日 令和8年6月下旬予定

7 契約の締結

第一順位の受託候補者から提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、第一順位の受託候補者と協議が整わない場合にあっては、次に評価点の合計が高い受託候補者から順に協議を行う。

8 情報公開

(1) 選定結果の公表

受託者決定後、市は受託者として選定された者及び審査結果を市ホームページで公表する。

(2) 情報公開

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）の規定に基づき、提出書類を開示する場合がある。

9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市役所

都市政策部都市計画課交通政策担当

電話：049-220-2072

FAX：049-261-0797

E-mail：kotsuseisaku@city.fujimino.saitama.jp